

広島県告示第千四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年十二月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三二号	府中市上下町上下字切田尻九四二番一―地先から府中市上下町上下字明釵二四八三番二地先まで	平成三年一月一七日